



DEPARTMENT OF THE NAVY
COMMANDER US NAVAL FORCES JAPAN
COMMANDER NAVY REGION JAPAN
PSC 473 BOX 12
FPO AP 96349-0001

5000
Ser N00/0112
2022年6月1日

メモランダム

発信者: 在日米海軍司令部/米海軍日本管区司令部司令官
受信者: 配布閲覧用

件名: 新型コロナウイルス感染症に関わる移動制限 (アップデート XIX) ガイダンス

参考資料: (a) COMNAVFOR Japan Memo 5000 Ser N00/0751 (2022年4月29日)
(b) COMUSFJ Force Public Health Order 22-004 (2022年6月1日)
(c) COMNAVREG Japan Memo 5000 Ser N00/0110 (2022年3月28日)

添付資料: (1) ワクチン未接種および検査結果保留中人員の移動制限 (ROM) (2022年6月1日)

1. 参考資料 (a) にある移動制限 (ROM) ガイダンスは取り消され、このメモランダムの内容が優先される。参考資料 (a) の配布は停止すること。当ガイダンスにおいて追加説明が必要、または他のガイダンスと齟齬があると思われる場合は、個人または部隊から在日米海軍司令部に問い合わせること。

2. 定義

(a) ワクチン完全接種者/免疫獲得者 - 一連の予防接種を受け、免疫ができていると考えられる者；最後の予防接種から2週間以上経過している者。

(b) 最新接種完了者 - 下記リンクの米国疾病予防管理センター (CDC) のガイダンスに従い、一次接種の全回数および対象年齢者で推奨されるすべてのブースター接種を完了した者。

(CDCのガイダンスのリンク <https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/vaccines/stay-up-to-date.html>)

(c) 回復済み罹患者 - 米国疾病予防管理センター (CDC) 90日以内に COVID-19 検査で陽性確認を受け無症状の者で医療隔離から解除されている者。

(d) ホールド期間 - 人員が米軍施設内に制限される期間である。この期間、基地施設以外の適切な宿舎に居住する場合を除き、SOFA 人員は米軍 SOFA 施設で過ごすことになる。ホテルなどの一時的な宿泊施設は、基地施設外の住居区とはみなされない。基地施設外に居住する者は自宅と基地施設間の移動のみ許可される (基地施設外での行動は不可)。移動の際は自家用車、もしくは公用車での移動とするが、ワクチン完全接種者に関しては、自転車や徒歩での移動も許可される。ただし自宅と基地施設間以外での立ち寄り禁止。ホールド期間中はいかなる公共交通機関も利用してはならない。さらに、ホールド期間中の米軍 SOFA 施設間の移動は許可されるが、移動に使用可能な交通手段は自家用車、公用車、軍用機に限る。各米軍基地施設の指針がより厳しくない場合は米軍 SOFA 施設にいる間は基地内すべての施設にアクセス可能である。

(e) ウイルス検査 - ウイルス検査とは COVID-19 検知のための関連国に承認および認定された現在の感染の有無を検知する検査 (PCR のような核酸増幅検査もしくは抗原検査) である。

(f) 分子検査 - 核酸増幅法 (RT-PCR、LAMP、TMA、例えば Abbott ID-NOW のような NEAR を含む) を用いた非常に特殊なウイルス検知検査。

(g) セルフ検査キット - 米国食品医薬品局（FDA）認可済みの抗原検査キット。セルフ検査キットはいわゆる市販の検査キットであり、医療機関を介した発注や医療技師による検査支援は不要。

(h) 公衆衛生官 - 特定の基地施設において部隊や組織の主な医療監督を任されている PHEO もしくは CMA のいずれかを指す。

3. 日本へ展開・出張する軍人、予備役兵、州兵（作業指示書に該当する国防総省の軍属、契約人員も含む）は来日前にワクチン完全接種が必須条件となる。部隊運用上の移動、増派人員、演習支援人員にもこの条件が該当する。

4. 日本への渡航。出発地での必須要件にかかわらず、最近医療隔離もしくは予防隔離を受けた SOFA 渡航者は、日本への渡航を開始する前に、参考資料（b）で要求される、在日米軍の医療隔離もしくは予防隔離の手続きをすべて完了しなければならない。

5. 渡航前検査。日本への国際航空便を利用する 2 歳以上のすべての人員は、軍用機もしくは民間航空機による渡航前 **72 時間前**までにウイルス検査（分子検査もしくは抗原検査）を行い、渡航中は陰性証明を携帯すること。

(a) さらに、渡航前の分子検査で陰性となった人員は、ワクチン接種の有無にかかわらず、日本での到着時検査と ROM が免除される。 出発地で分子検査を受けることができる渡航者は、渡航前分子検査を受けることを推奨する。

(b) 90 日以内に COVID-19 に罹患し、すでに回復した人員に関しては、渡航検査の対象にならない。その場合、医療機関もしくは公衆衛生担当官から証明書（回復済みであることを示す文書）を発行してもらい、渡航中は携行すること。

(c) 民間航空会社は、航空会社、目的地、出発地によって、より厳しい検査条件を設けている場合がある。上記最低条件よりも厳しい場合は、渡航前に航空会社に問い合わせ、その要件を満たせるかどうか確認する必要がある。尚、民間航空会社は一般的にセルフ検査キットによる結果を受け付けていない。

(d) 軍用機または軍のチャーター便（PE）で到着するワクチン完全接種者もしくは 5 歳以下の人員で、日本に渡航する **72 時間**以内に COVID-19 検査を受けられない場合、指揮系統の最初の上官（O-6）に ETP を要求することができる。ETP には渡航者の氏名、検査が不可能な理由、承認権保有者と連絡先を記載しなければならない。ETP が許可された場合、その人員は最初の COVID-19 検査で陰性となるまで、添付資料（1）に従い、渡航先の居住区または住居での行動に制限される。その後、残りの ROM 要件に従うこと。

6. 到着時検査。渡航前の分子検査で陰性であった渡航者は、ワクチン接種の有無にかかわらず、日本での到着時の検査と ROM が免除される。 また、国内航空線を含む公共交通機関の利用制限もない。それ以外の場合、日本へ渡航するすべての人員は到着時検査の対象となる。

(a) 軍用機もしくは軍のチャーター便（PE）で到着した（渡航前分子検査での陰性証明を所持しない）SOFA 人員は、ROM を行う施設に到着後 1 日以内に検査を受け、ワクチン接種の状況にかかわらず検査結果が陰性となるまで、添付資料（1）に従い、ROM 実施地での行動に制限される。到着時検査の結果が陰性であった場合、渡航者は当ガイダンスに従い、残りの ROM 期間を完了する。

(b) 民間航空機で入国し日本政府（GOJ）の到着時検査を受けた（渡航前分子検査での陰性証明を所持しない）SOFA 人員は、ワクチン接種の状況にかかわらず、到着時検査の結果が陰性となるまで添付資料（1）に従い、住居および宿泊地での行動に制限される。日本政府による検査結果が

速やかに入手できない場合、FDA 認可済みセルフ検査キットでこの要件を満たすことができる。到着時検査の結果が陰性であった場合、渡航者は当ガイダンスに従い、残りの ROM 期間を完了する。旅行前の分子検査が陰性であった人員は、ワクチン接種の有無にかかわらず、日本での到着時検査と ROM が免除される。空港当局から到着時検査の実施を指示された場合は、丁寧な対応が求められる。渡航前分子検査が陰性であった場合、入国審査終了後、ROM や結果を待つことは不要であり、公共交通機関利用を含む移動を継続することが可能。

- (c) 民間空港での検査結果までに最大 24 時間かかることがある。検査結果を待つ人員は、直接 SOFA 施設に移動し結果を待たなければならない。また、その人員はスポンサーである司令部が陽性反応が出た場合の交通手段や宿泊先を手配していない限り、空港に留まることを禁ずる。
- (d) 日本到着後 ROM 実施地に到着する前に旅行が中断された場合、次のフライトまで SOFA 施設内の宿舎での行動に制限される。
- (e) 90 日以内に COVID-19 感染症から回復した人員は、日本政府の到着時検査の対象となる。CDC のガイダンスでは推奨されていないが、日本の民間空港での入国時に必要なことには変わりはない。検査結果が陽性の場合、その人員は**軍の医療担当者に相談できるまでは米軍施設内で医療隔離**となる。

7. 転属（PCS）、出張（TAD）、その他休暇などで日本以外の国から入国する全ての米海軍 SOFA 人員（国防省軍人、米国民間人、米国防務職員、それら SOFA 扶養家族を含む）は、日本到着後 ROM を実施する。ROM 要件は個人のワクチン接種状況に応じて異なる。4 歳以下の小児は、最もワクチン接種が少ない保護者と同様の ROM および検査が必要となる。添付資料（1）にワクチン未接種および検査保留中の人員に関する最新の ROM 制限事項が記述されている。

8. 全ての海軍 SOFA 人員は予防隔離もしくは ROM を米軍 SOFA 施設内もしくは基地施設以外の場合、事前に設定された勤務地近接の宿舎で実施しなければならない。陽性結果を受けた海軍 SOFA 人員は、SOFA 施設内もしくは**基地司令官が承認する場合、基地施設以外の居住区で医療隔離を行う。ホテルなどの一時的な宿泊施設は、基地施設外の住居区とはみなされない。**基地司令官およびテナント部隊指揮官は、全ての予防隔離、医療隔離および ROM の順守を確保する。CMA は医療隔離の適切な実施に関する必須事項を人員に通知し協議する責任がある。

9. ワクチン未接種者/ワクチン一部接種者に関する方針:

- (a) **渡航前の分子検査で陰性であった渡航者は、ワクチン接種の有無にかかわらず、日本での到着時の検査と ROM が免除される。**
- (b) **渡航前検査が分子検査でない場合、その人員は到着時から ROM の対象となる。** ワクチン未接種、もしくは一回目接種している無症状の人員の渡航による ROM に関しては、添付資料（1）に記載されている制限事項に従い、7 日間（日本に到着後 168 時間）は自宅もしくは宿泊施設での行動に制限される。上記記載の渡航前、到着後検査に加え、対象者は 3 日目もしくは 3 日目以降にウイルス検査を選択することにより、陰性の場合、3 日目の ROM 解除が可能。FDA の認可を得ているセルフ検査キットはこの要件を満たす。または、無症状の場合、CMA の承認の元、無検査で 7 日目の ROM 解除を選択することもできる。新規入国者の ROM が完了したことを成文化、もしくは証明するプロセスを設ける責任は基地司令官にある。
- (c) 到着後 24 時間に民間空港で行われる到着検査の結果が陰性の場合、もしくは民間空港以外に到着した場合に米軍施設内で管轄の監督の下行われる検査結果が陰性の場合、自宅もしくは ROM 実施地までの公共交通機関（国内線、電車、バスなどを含む）の使用が許可される。この間、マスクの着用等の厳格な予防策を講じること。最終目的地到着後、もしくは入国（到着）検査から 24 時間経過後の公共交通機関の利用は、ROM 要件が完了するまで禁ずる。民間空港での検査結果がでるまでに最大 24 時間かかることがあることに留意すること。検査結果を待つ人員は、直

接 SOFA 施設に移動し結果を待たなければならない。また、その人員はスポンサーである司令部が陽性反応が出た場合の交通手段や宿泊先を手配していない限り、空港に留まることを禁ずる。

- (d) ワクチン未接種の人員、もしくは一回目接種している人員が既知の陽性者の濃厚接触者となった場合、その人員は直ちに予防隔離下に移行する。予防隔離の対象となった者は自宅や宿舎等で最低 5 日間の隔離を実施する。5 日目以降、無症状の場合は追加で 2 日間は基地内での行動に制限され、計 7 日のホールド期間を実施する。部隊/組織は追跡調査を実施後、所属する人員（配属されている人員の扶養家族を含む）に濃厚接触状況と予防隔離への移行を迅速に通知する責任がある。
- (e) 5 歳もしくは 5 歳以上のワクチン未接種者で渡航 ROM、ホールド期間もしくは予防隔離に置かれる人員と同居する者には、その人員と同等の渡航 ROM、ホールド期間もしくは予防隔離措置が適用される。該当する人員が指定された制限から解除された場合には、一致する制限下に置かれた同居者も同様に制限から解除される。該当する人員の ROM 解除検査結果が陰性であれば、同等の制限下に置かれた同居者の解除検査は不要とする。医療隔離下に置かれた人員と同居するが濃厚接触者とみなされない 5 歳および 5 歳以下のワクチン未接種者は、予防隔離下に置かれ、前項の予防隔離ガイドラインに従う。この指針は同居者となるワクチン最新接種完了者もしくは 4 歳および 4 歳以下の同居者には該当しない。現在適応されている医療ガイドラインに関しては担当の PHEO もしくは CMA に確認すること。

10. ワクチン完全接種者/免疫獲得者（最新接種未完了者）に関する方針:

- (a) 渡航前の分子検査で陰性であった渡航者は、ワクチン接種の有無にかかわらず、日本での到着時の検査と ROM が免除される。
- (b) 渡航前検査が分子検査でない場合、その人員は日本到着時から ROM の対象となる。無症状のワクチン完全接種者/免疫獲得者（最新接種未完了者）の渡航による ROM は 7 日間のホールド期間となる。すべての渡航者はワクチン接種カード本体、電子コピー、または接種を証明するその他医療記録を携行すること。上記記載の渡航前、到着後検査に加え、対象者は 3 日目もしくは 3 日目以降にウイルス検査を選択することにより、陰性の場合、3 日目の ROM 解除が可能。FDA の認可を得ているセルフ検査キットはこの要件を満たす。または、無症状の場合、CMA の承認の元、無検査で 7 日目の ROM 解除を選択することもできる。新規入国者の ROM が完了したことを成文化、もしくは証明するプロセスを設ける責任は基地司令官にある。
- (c) 到着後 24 時間に民間空港で行われる到着検査の結果が陰性の場合、もしくは民間空港以外に到着した場合に米軍施設内で管轄の監督の下行われる検査結果が陰性の場合、自宅もしくは ROM 実施地までの公共交通機関（国内線、電車、バスなどを含む）の使用が許可される。この間、マスクの着用等の厳格な予防策を講じること。最終目的地到着後、もしくは入国（到着）検査から 24 時間経過後の公共交通機関の利用は、ROM 要件が完了するまで禁ずる。民間空港での検査結果までに最大 24 時間かかることがある。検査結果を待つ人員は、直接 SOFA 施設に移動し結果を待たなければならない。また、その人員はスポンサーである司令部が陽性反応が出た場合の交通手段や宿泊先を手配していない限り、空港に留まることを禁ずる。
- (d) 3 日目の陰性検査による ROM 解除、もしくは 7 日目の無検査解除までの間は対面での会議、他者と離れたオフィスでの勤務およびテレワークの活用など、濃厚接触者が発生する可能性を制限する措置を実施することを各指揮官に推奨する。また、3 日目の陰性検査結果による ROM 解除、もしくは 7 日目の無検査解除までの期間、通常より感染リスクの高い行動（歯科治療、接触型スポーツ、調理、コーラス練習など）を避け、ワクチン未接種者との濃厚接触を制限する必要がある。

- (e) 完全接種者（最新接種未完了）で入国時の COVID-19 検査が陰性の場合、ホールド期間中、不可欠なサービスのみに関り基地施設外の利用を可能とする。対象となる不可欠なサービスとは、基地施設内で同等のサービスが提供されていない、且つホールド期間終了まで延期できないもの（緊急を要する医療・歯科、獣医、公官庁との仕事、請求書および税金の支払いなど）に限られる。その場合の移動手段は、自家用車、自転車、徒歩のみが可能である。この期間、公共交通機関の利用、住居探し、レストラン、バー/クラブ、娯楽施設/コンサートは禁止項目と特定する。
- (f) 完全接種者（最新接種未完了）既知の陽性者の濃厚接触者となった場合、その人員は直ちに予防隔離下に移行する。予防隔離の対象となった者は自宅や宿舎等で最低 5 日間の隔離を実施する。5 日目以降、無症状の場合は追加で 2 日間は基地内での行動に制限され、計 7 日のホールド期間を実施する。部隊/組織は追跡調査を実施後、所属する人員（配属されている人員の扶養家族を含む）に濃厚接触状況と予防隔離への移行を迅速に通知する責任がある。

11. 最新接種完了者に関する指針：

- (a) 渡航前の分子検査で陰性であった渡航者は、ワクチン接種の有無にかかわらず、日本での到着時の検査と ROM が免除される。
- (b) 海外から日本に入国する SOFA 人員が最新接種完了者であり、且つ民間空港で実施された到着検査、もしくは民間空港以外に到着した場合に米軍施設内で適切な監督の下で実施される検査で結果陰性が確認され無症状の場合には、**渡航前検査が分子検査でない場合でも ROM が免除される**。すべての渡航者はワクチン接種カード本体、電子コピー、または接種を証明するその他医療記録を携行すること。米軍施設外でのマスク着用は必須。最新接種完了者は、国内線や電車等の公共交通機関を利用した国内移動をする前に、民間空港で実施された COVID-19 検査で陰性であること、もしくは民間空港以外に到着した場合は、米軍施設内で適切な監督の下に実施された検査結果で陰性を確認する必要がある。また、陰性結果が確認されるまで、添付資料（1）に従い、厳格に行動を制限すること。民間空港での検査結果までに最大 24 時間かかることがある。検査結果を待つ人員は、直接 SOFA 施設に移動し結果を待たなければならない。また、その人員はスポンサーである司令部が陽性反応が出た場合の交通手段や宿泊先を手配していない限り、空港に留まることを禁ずる。
- (c) 完全接種者および最新接種完了者が既知の陽性者の濃厚接触者となった場合、現在適用されている医療ガイダンスにて別途指示がない限り、無症状者は予防隔離の対象にはならない。部隊/組織は追跡調査を実施後、所属する人員（配属されている人員の扶養家族を含む）に濃厚接触状況と予防隔離への移行を迅速に通知する責任がある。部隊/組織は直属同僚に濃厚接触状況を通知することが推奨され、業務上適切なソーシャルディスタンスを取ることができない人員については、職務の調整を検討しなければならない。必須条件ではない場合においても、濃厚接触発生から 10 日間、周辺に人がいる場所ではマスクを着用するなどの注意を払うこと。また、発症した場合は直ちに隔離を行い、医療検査を求めること。

12. 陽性者に関する方針：

- (a) COVID-19 の陽性者は、直ちに医療隔離状態に移行する。医療隔離解除されるまで、他の非感染者との接触を避ける。
- (b) COVID-19 の陽性者は、米軍施設内もしくは部隊指揮官から許可を得ている場合は米軍施設外の居住区で医療隔離を行うこと。ホテルなどの一時的な宿泊施設は、基地施設外の住居区とはみなされない。
- (c) COVID-19 の陽性者は、発症日（無症状の場合は検査結果が陽性だった日）から最低丸 5 日間の医療隔離期間および厳格な感染対策を講じた 2 日間のホールド期間（合計最低 7 日間）を完了する必要がある。5 日目に医療隔離解除となるには、解除前 24 時間に間に解熱剤を服用せずに発熱していない

いこと、および症状が改善していることが条件となる。なお、隔離解除前の COVID-19 検査で陰性である必要はない。

- (d) 医療隔離期間に続き、すべての人員はさらに2日間のホールド期間を完了しなければならない。2日間のホールド期間から解除されるには、陽性者が医療隔離後から発熱せず、新たな症状や悪化した症状がなく、残存する症状が改善されていることが必要となる。7日目以降に、これらの基準を満たさない場合は基準を満たすまで、もしくは発症日（診断時無症状の場合は検査結果が陽性だった日）から完全に10日経過するまでホールド期間は延長される。
- (e) 施設の公衆衛生官の監督のもと、各司令部は扶養家族を含む人員が上記の基準を満たしていることを確認したのち、医療隔離およびホールド期間を解除する。施設の公衆衛生担当官は、この基準や現在適応されている医療ガイダンスを司令部に提供する責任がある。
- (f) 医療隔離解除後、すべての人員は発症日（無症状の場合は検査結果が陽性だった日）から丸10日を経過するまでは、すべての公共の場所ではマスクを着用し、公共交通機関の利用は禁止、旅行は控える必要がある。
- (g) 公衆衛生官は基地の医療施設、ならびに日本政府による入国検査で陽性となった人員の情報を各部隊/組織へ連絡する。連絡後、陽性者の管理・追跡調査は各部隊/組織の責任となる。
- (h) FDA 承認のセルフ検査キットで陽性が確認された場合、管理・追跡調査のため、その個人自ら所属部隊に連絡をする。連絡を受けた部隊/組織は、データ収集・共有、ならびに回復証明発行のために、公衆衛生官に情報を伝達する。FDA 認可済みのセルフ検査キットで陽性が確認された者に関しては、医療隔離開始前に公衆衛生官から検査ラボでの再確認検査を提供される場合もある。
- (i) 部隊/組織は所属する人員（配属されている人員の扶養家族を含む）の士気や福祉に責任を持ち、医療隔離期間中の食糧や必需品を確保する責任がある。

13. 回復済み罹患者に関する方針:

(a) 日本に渡航する回復済み罹患者は上記のとおりワクチン接種の状況に応じて、ROM の対象となる。90日以内の回復済み罹患者は、国防総省のすべての検査要件が免除となるが、日本到着時検査の対象となる。

(b) 回復済み罹患者が既知の陽性者の濃厚接触者となった場合、現在適用されている医療ガイダンスにて別途指示がない限り、無症状者は予防隔離の対象にはならない。部隊/組織は追跡調査を実施後、所属する人員（配属されている人員の扶養家族を含む）に濃厚接触状況と予防隔離への移行を迅速に通知する責任がある。部隊/組織は直属同僚に濃厚接触状況を通知することが推奨され、業務上適切なソーシャルディスタンスを取ることができない人員については、職務の調整を検討しなければならない。該当する人員は、10日間の間 COVID-19 の症状確認等の健康管理を行う。また、発症した場合は直ちに隔離をし、医療機関に相談し追加検査が必要かを確認すること。

14. 日本から出国する人員に関する方針: 日本を出国する渡航者で最近医療隔離もしくは予防隔離の対象となったすべての SOFA 人員は、日本からの渡航を開始する前に参考資料 (b) で要求される在日米軍の医療隔離および予防隔離の手続きをすべて完了しなければならない。

15. 米軍施設にて勤務する MLC、IHA、ならびに SOFA 人員以外に関する方針: SOFA 人員以外に関しては在日米海軍司令部の ROM 方針が該当しないため、地元保健所から推奨された行動に従うこととする。地元保健所から共有された感染者情報は、軍公衆衛生官から部隊リーダーシップ（部隊指揮官・CO、担当士官・OIC、ディレクター、部隊緊急連絡官/CDO）に伝達される。ワクチン完全接種者であっても、地元保健所から隔離の指示を受けることもあり得る。その場合、職場復帰の前にならず地元保健所の指示に従い隔離を完了すること。

16. 渡航検査に関する方針：各部隊/組織は参考資料（b）ならびに当ガイダンスに従い、無症状者の渡航前、到着後、ROM解除検査を徹底する手順を策定し、検査実施の記録管理や、対象となる所属人員やその扶養家族向けの FDA 認可済みセルフ検査キットの調達も含むプロセスを設け、実施するものとする。

17. 追跡調査：施設公衆衛生官の指導の元、各部隊/組織は所属人員やその扶養家族も含め、追跡調査を行える適切な数の調査員を教育・確保するものとする。

18. シンガポールおよびディエゴ・ガルシアに到着する渡航者も ROM の対象となる。シンガポール地域調整担当者はホスト国の ROM 要件を満たすために現地の ROM 手順を確立しなければならない。海軍支援施設ディエゴ・ガルシアは参考資料（c）に記載されている最低限の ROM 要件を順守する。

19. DoD 施設に駐留していない海軍 SOFA 人員は、このメモランダムおよび参考資料（b）に規定されている ROM 要件を順守しなければならない。海軍施設以外および他の軍種が管理する施設に駐留している海軍 SOFA 人員は駐留および居住する現地施設の ROM 要件に従わなければならない。

20. 例外措置(ETP)：上記プロセスと異なる事案に関しては ETP 申請が必要となる。ROM 要件を順守する実行可能な選択肢がない場合、最終手段として ETP を申請することができる。全ての ETP は詳細な作戦構想および感染予防策とともに渡航開始の 14 日前までに提出しなければならない。ETP を申請する前提として、当該者がワクチン完全接種者であり、例外とされる行動においてのマスク着用の義務化の他、例外行動中に症状が出た場合ただちに活動を停止し、各例外活動実施において提示されたルールや条件に遵守することが求められる。第 7 艦隊司令部（C7F）の作戦統制下にある全ての作戦部隊およびユニットの ETP は直接第 7 艦隊司令部を介して、在日米軍司令部に提出すること。作戦運用にかかわらない ETP 申請は下記メールアドレスにて CNFJ を介して在日米軍司令部へ提出すること。

M-YO-CNRJ-ROM-ETP-WAIVER@FE.NAVY.MIL

21. このガイダンスは延長、廃止、取り消されない限り、今後通知があるまで有効なものとする。我々の海軍施設に所属、居住する人員の健康、安全、福祉を守り、在日米海軍及び米海軍日本管区の軍の任務を達成するために、このガイダンスにある措置は合理的に必要であり適切であると判断された。軍人による違反は統一軍事法典第 92 条に基づき罰せられることがある。米国民間人による違反は、管理処分（赴任期間短縮、基地への立入禁止）もしくは懲戒処分になることもある。扶養家族による違反は、部隊のスポンサーシップの失効や扶養家族の早期帰国処分を含む管理処分になることもある。

C. A ラティ

配布先:

CFAY, CFAO, CFAS, NAFA, NAFM, NSF DG, SAC, その他全てのテナント部隊



Restriction of Movement

渡航前分子検査（RT-PCR、LAMP、TMA、NEARを含む核酸増幅法）を出発の72時間前までに受け、その結果が陰性である日本への渡航者は、ワクチン接種の有無にかかわらず、以下の要件が免除される。

上記例外を満たさない場合、ワクチン未接種もしくは到着検査での陰性結果を受けていない SOFA 人員は、来日後に自宅もしくは SOFA 施設内の宿舎へ直接移動し、下記の制限項目を遵守しなければならない。
また、ホテルなどの一時的な宿泊施設は居住区とはみなされない。

民間空港での検査結果がでるまでに最大 24 時間かかることがある。検査結果を待つ人員は、直接 SOFA 施設に移動し結果を待たなければならない。またその人員はスポンサーである司令部が陽性反応が出た場合の交通手段や宿泊先を事前に手配していない限り、空港に留まることは禁ずる。

民間空港で実施された到着検査、もしくは米軍施設において適切な監督下で実施された検査で陰性が確認された場合、到着後 24 時間以内に限り、ROM を行うために公共交通機関（国内線、電車、バスなどを含む）を利用して自宅もしくは米軍 ROM 施設までの直接移動が許可される。

到着検査で陰性結果が確認されるまでは断じて公共交通機関の使用を禁ずる。

ワクチン未接種もしくは到着時検査結果保留中の人員

- (a) 空港と基地施設及び自宅間の移動は公共交通機関での移動は、民間空港で実施された到着検査、もしくは民間空港以外に到着する場合は米軍施設において適切な監督下で実施された検査で陰性が確認されない限り不可であり、検査で陰性が確認された場合でも、到着後 24 時間以内のみ移動が可能。陰性が確認されない場合は公用車、自家用車もしくは承認されたレンタカーのみでの移動すること。移動中は一般市民と接触する機会がある可能性がある、給油、食事、トイレ、休憩のための立ち寄り停車は禁止。公用車での移動中は常にマスクを着用すること。
- (b) 民間空港での検査結果がでるまでに最大 24 時間かかることがある。検査結果を待つ人員は直接 SOFA 施設に移動し結果を待たなければならない。またその人員のスポンサーである司令部が、陽性反応が出た場合の交通手段や宿泊先を事前に手配していない限り、空港に留まることは禁ずる。
- (c) ROM は自宅もしくは適切な米軍宿泊施設（ネイビーロッジ、NGIS）で行い、他者との濃厚接触（6 フィート/2 メートル）になることを制限する。基地施設外のホテルなどの一時的な宿泊施設は、居住区とはみなされない。
- (d) ROM 期間中は出勤せず、自宅あるいは宿泊施設の各部屋からの外出はしない。屋外での運動、バス内外で行きつけの店、カミサリ/生鮮食品の買い物、ジム、プレイグラウンド、飲食店、バー、エンタメ関連施設、コンビニ、などへ行かない。宿泊施設内の公共エリア（喫煙所、ランドリー、飲食エリア、製氷機、PC エリア）の使用も禁止。この規制の目的においては、居住区とは居住者のみに帰属し、共有スペース（庭、バルコニーなど）を持たない屋外エリアが含まれる。
- (e) ROM 期間中は、AOB、住居探し、車両登録、引越しや荷物の調整、学校登録、部隊でのチェックインなど、対面で行う手続きはしない。オンライン上での手続きやチェックインは推奨、許可される。
- (f) 1 日 2 回の健康セルフチェック
 - 対象者は毎日 2 回検温し、咳、息苦しさ等の症状がないかを自身で確認する。体温が上昇気味、熱がある（疾病管理センター< CDC > の基準は 38 度以上）、息苦しさ等の症状がある場合、自己隔離を行い、他との接触を避け、上司又は司令部に連絡をし、併せて電話で医療機関へ受診が必要かを相談する
 - 無症状な者に関しては、医療スタッフによる日々の健康観察は不要とする
 - 対面で患者（無症状感染者を含む）の検査を行う際、医療関係者は上層部による適切な医療ガイダンスを順守すること
 - 対象者はかならず電話にて医療機に症状や渡航歴を事前に伝えた上で受診すること
 - 医療スタッフは新型コロナウイルス感染症に該当する症状がみられる患者の診察を行う際、CDC のガイダンスに従わなければならない



Restriction of Movement

- (g) 到着検査で陰性が確認されたワクチン最新接種完了者は、すべての ROM 要件が不要となる。
- (h) 到着検査で陰性が確認されたワクチン完全接種者は、ホールド期間へと移行する。
- (i) ワクチン未接種者は 3 日目もしくは 3 日目に降にウイルス検査を選択することにより、陰性の場合、3 日目の ROM 解除が可能。FDA の認可を得ているセルフ検査キットはこの要件を満たす。
- (j) ワクチン未接種者で無症状の場合、CMA の承認の元、7 日目に無検査で ROM 解除となる。
- (k) 例外。例外として許可されるのは、医療スクリーニング、治療目的、生命を脅かす緊急事態および自宅から 50 フィート以上離れない距離での動物保護（例：犬の散歩）の場合のみとなる。この期間中、すべての人員はマスクを着用し、常に物理的距離をとることを実践する。
- (l) **必須 ROM 期間を完了した人員は、ROM の場所以外への外出の許可がでた場合、常にマスクを着用しなければならない。**

滞在場所と報告義務

- (a) バス、トイレ、キッチンなど共有スペースを持つ場所に複数名で居住する場合、ROM 期間中は別の宿泊施設で待機となる。
- (b) 家族全員で ROM 期間に入る場合は個別の宿泊施設を必要としない。家族全員が同時期に渡航していない場合は、渡航者と渡航者以外の家族間で物理的距離を置くこと。（例）家族が米国で休暇を過ごしたのち日本に戻ってきたが、その間自分は日本に残っていた場合、渡航していた家族は ROM 期間中は個別の寝室やバスルームを使用する。

部隊としての ROM 必須要件

- (a) 各部隊は ROM 対象者が空港と自宅及び宿泊施設間の移動を支援しなければならない。
- (b) 各部署は ROM 対象者全てをそれぞれの海軍施設に報告する。在日米海軍司令部及び米海軍日本管区司令部 N1 部署は、ROM 対象者の追跡報告を収集し、太平洋艦隊司令部及び米海軍施設司令部へ報告する。N1 による報告は、すでに上層司令部へと報告がされている系統とは別に追跡される。よって、各部署は既存のガイダンスに基づき検疫、PUI、隔離などの報告を継続すること。
- (c) 各部署に所属する ROM 対象者が宿泊施設を必要とする場合には、予算を含め宿泊施設の手配をすること。
- (d) 直属の上司は ROM を無視するような指示及び職場に出勤することを要求しない。
- (e) 各部署はオーダーやパウチャーなどの全ての着任手続きを円滑に進める責任がある。
- (f) 各部隊は ROM 対象者を支援する責任がある。対象者に十分な着替え、非医療防護アイテム、体温計、衛生用品、生活用品、食事、必要があればテレワーク機器、所属部隊や医療従事者と連絡が取れる通信機器を提供する責任がある。